

(別紙)

インボイス制度の廃止・延期を求める意見書

物価高騰が暮らしと営業に深刻な影響を与えています。2023年10月1日に、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に向け、昨年10月からインボイス発行事業者の登録申請が開始されました。対象となるのは、1,100万人を超えると見込まれ、農林水産業者、俳優や劇団関係者、個人タクシーや軽輸送ドライバー、塾や音楽教師、プロアスリート、シルバー人材センター会員など多岐にわたります。

年間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていますが、インボイス制度開始後、事業者が免税事業者から仕入を行った場合、その仕入については仕入税額控除が適用されず、課税事業者から仕入れた場合よりも納税額が多くなります。そのため、事業者が免税事業者からの仕入を回避する動機となり、その結果、免税事業者は事業者間取引から排除され、経営悪化に直面することが懸念されます。課税事業者ありきとなり、免税事業者への配慮が不足しています。国が副業を勧めている方向性にも逆行します。インボイス制度が実行された場合には、現時点よりも更なる物価高騰を誘引する可能性も考えられます。

財務省はインボイス制度の導入で161万人の免税事業者が新たに課税事業者になり、消費税率を引き上げなくても2,480億円の増税になると試算しています。同制度の導入は、長引くコロナ禍によって打撃を受けている事業者に追い打ちをかけ、地域経済の再生を阻害しかねません。日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会はじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声があがっています。

よって、田上町議会は、国会及び政府に対し、中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、インボイス制度の廃止・延期を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月15日

新潟県南蒲原郡田上町議会